

# 平成30年度春季 入学料免除の決定について(通知)

このことについて、別紙名簿のとおり決定されました。

なお、免除不許可となった学生は名簿に記載されていませんので、照会等がある場合は、学生支援センターまで申し出てください。

半額免除又は不許可の学生は、下記の方法により入学料の納入手続きを行って下さい。

記

## 入学料の納付期限

**平成30年7月18日(水)まで**

## 入学料の納入方法

入学料については、結果通知に同封されております「入学料の納付について」のとおり、最寄りの金融機関で指定の口座へ振り込んでください。また、金融機関の取扱時刻についてご注意ください。

## 注意事項

- ※ 期日までに納入がない場合は、除籍となりますので、十分留意してください。
- ※ 入学料徴収猶予を希望される方は、7月17日(火)までに学生支援センター窓口で入学料徴収猶予の申請を行ってください。
- ※ 虚偽の申請が判明した場合、または懲戒処分を受けた場合は免除の許可を取り消すことがあります。